

# 取調べの可視化 ニュース (通算第34号)

2016  
第5号  
2016.11.1

### 今号の特集

- ・大阪弁護士会  
法制化記念市民シンポジウム  
取調べ可視化がはじまる
- ・京都弁護士会  
市民シンポジウム  
取調べの可視化と裁判員裁判
- ・11/26 第1回可視化実践経験交流会  
in 愛知県

編集責任：取調べの可視化本部

## 大阪弁護士会

# 法制化記念市民シンポジウム 取調べ可視化がはじまる

### 村木厚子さんと考えるこれからの刑事司法

大阪弁護士会取調べの可視化大阪本部 水谷 恭史

2016年9月17日、取調べ可視化の法制化を記念する市民シンポジウム「取調べ可視化がはじまる」村木厚子さんと考えるこれからの刑事司法」が開催されました(主催：大阪弁護士会、共催：日本弁護士連合会)。

大阪地検特捜部による郵便不正事件で罪に問われ、無罪判決を得た前厚生労働事務次官の村木厚子さんは、ジャーナリスト・江川紹子さんのインタビュに答えて特捜検事による取調べの実態を明らかにしました。

逮捕直後、取調べに「私の仕事は(関与を否定する)あなたの供述を変えさせることです」と言い切ったことや、2人目の担当検事が、ありもしない「村木さんによる証明書不正発行の経緯」を延々と語ったことに愕然としたという村木さん。自称障害者団体の代表と「会ったかどうか記憶がない」という供述が、調書では「会ったことはない」と変更されたエピソードを挙げ、ストーリーを押し付ける強引な取調べ手法を批判しました。

続いて、1995年に起きた東住吉えん罪事件で殺人犯として長期服役を余儀なくされ、2016年8月に再審無罪判決を得たばかりの青木恵子さんが登壇しました。青木さんは、火事で娘を失った母親を保険金目的の殺人犯に仕立て上げた警察取調べの実態を赤裸々に語り、自白調書の信用性を安易に認めて有罪判決を宣告した確定審を非難し、「(取調べの)一から十まで録画しなければ、えん罪は

なくならない」と訴えました。

秋田真志会員(大阪弁護士会)が取調べ録音・録画制度の概要を解説した後、村木さん、江川さん、映画監督の周防正行さんと小坂井久会員(大阪弁護士会)によるパネルディスカッションを行いました。法制化特別部会の有識者委員として法制化に取り組んだ村木さんと周防監督は、今般の法改正で取調べ全過程録画の原則が確立されたことを評価し、これを足がかりとする弁護実務を充実させて運用面で拡大を図る必要性を語られました。

周防監督は、「法律で全過程(録音・録画義務)が定められた意義は大きい。検察・警察の取調べは変わらざるを得ず、運用で取調べが良い方向に変わるきっかけにしてほしい」と運用面での制度拡大と充実に期待を寄せられました。

江川さんは、「(取調べ可視化の法制化は)満点とは言わないが一夜にして革命はできない。捜査・刑事司法の文化を変える初めの一歩



パネリストとその話に聴き入る参加者

## 京都弁護士会

# 市民シンポジウム 取調べの可視化と裁判員裁判

京都弁護士会刑事委員会委員長 遠山 大輔

2016年9月18日、龍谷大学深草キャンパスにて、シンポジウム「取調べの可視化と裁判員裁判」映像は真実を映し出せるか?」を開催しました(主催：京都弁護士会、えん罪救済センター、龍谷大学矯正・保護総合センター刑事司法未来プロジェクト、共催：日本弁護士連合会)。

オープニングでは、石側亮太会員(京都弁護士会)が、可視化法制化までの経過を振り返りつつ、取調べ映像が実証証拠として利用されることに併う問題点を明らかにして、必要があるとの開催趣旨を述べました。

第1部では、前日の大阪に引き続き、指宿信教授(成城大学・刑事訴訟法)と対談する形で、映像の特徴・危険性を語ってもらいました。途中、ステージ端で始まった模擬取調べの様子をビデオカメラで撮影し、会場のモニターに中継しながら、撮影の方向や角度によって映像の印象や性格が変わることを可視化していただきました。「人はそれ以前の情報を前提に映

像を評価する」「映像には情報が膨大に詰まっているので、人は映像の中に見たいものしか見ない」「映像の中に見たいものは誘導できてしまうので、映像ほど怖いものはない」という周防監督の発言は、映像というものを最もよく知る人からの警告として受け止める必要があると感じました。また、「取調べの録画は、取調べ官が取調べで犯罪を起ささないための監視カメラという意味合いで捉えるべきだ」との発言に、可視化実現運動の原点を再確認しました。

第2部では、協中洋教授(大谷大学・心理学)に、「取調室の審理と可視化」というテーマについて講演いただきました。虚偽自白の要因には被疑者側の個体内要因と状況要因があること、これらが必ずしも映像には映らないこと、そもそも虚偽自白を防ぐには取調べの高度化が必要であることが図表などによって可視化されました。

第3部は、周防監督、指宿教授、脇中教授によるパネルディスカッションでした。周防監督は、映像の問題以前に、「汚染された異常な空間での、圧倒的な力を持った人と、ただただ弱い存在の人のやりとりを裁判の判断材料にすることをやめなければならぬ」と取調べ手続そのものを痛烈に批判されつつ、取調べ映像を任意性・信用性判断に用いるのは無理であると指摘しました。脇中教授は、「これをしたらアウト」という取調べに関するルールを作ることの重要性を指摘しました。指宿教授

は、取調べ映像の危険性についての研究を紹介された上で、本年8月10日の東京高裁判決が法廷での取調べ映像の上映に非常に懐疑的な立場をとっていることに触れ、今後の実務に大きく影響すると説明しました。最後に、サトウタツヤ教授(立命館大学・心理学)に指定討論としてシンポ全体を要約していただきました。

200名弱の参加者を得、好評をいただきました。これからもえん罪のない刑事手続の実現を目指す取組を続けていきたいと思えます。



パネリストによる活発な議論が行われました

# 11/26

## 第1回可視化実践経験交流会 in 愛知県

可視化事例に基づき、可視化時代の弁護実践について検討・意見交換を行います。是非奮って御参加ください。

日時：2016年11月26日(土) 午後1時～午後5時

場所：TKP名古屋駅前カンファレンスセンター (愛知県名古屋市)

内容：第1部 事例報告 第2部 パネルディスカッション

参加対象：会員

申込方法：会員専用ホームページに掲載されているチラシ兼申込書に必要な事項を記入の上、FAXにて申込みください。

主催：日本弁護士連合会

共催：愛知県弁護士会、中部弁護士会連合会

問合せ先：日弁連法制第二課 (TEL 03-3580-9904)